

第十回国会 水産委員会 議録 第十三号

昭和二十六年二月二十二日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 富永格五郎君
理事 鈴木善幸君 理事 二階堂 進君
理事 松田 鐵藏君 理事 林 好次君
理事 石原 圓吉君 小高 嘉郎君
川端 佳夫君 川村善八郎君
角田 幸吉君 田口長治郎君
平井 義一君 小松 勇次君
水野彦治郎君 井之口政雄君

出席政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君
外務事務官 西村 熊雄君
(條約局長)
水産庁長官 家坂 孝平君
水産庁次長 山本 豊君

委員外の出席者

参議院水産委員長 木下 辰雄君
専門員 杉浦 保吉君
専門員 徳久 三種君

二月十九日

北上川の魚てい改善に関する請願
(鈴木善幸君紹介)(第六七六号)

水産金融対策確立に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七〇七号)

集魚燈漁業の制限に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七〇八号)

岩手県下の漁港及び船たまり施設拡充に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七〇九号)

機船底びき網漁業の整理促進並びに取締強化に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七一一号)

荒廃漁場復旧の請願(鈴木善幸君紹介)(第七一三号)

輸出水産物産業奨励助成の請願(鈴木善幸君紹介)(第七一四号)

水産用石油増配に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七一五号)

漁業経営増大及び魚価低落の防止対策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七一六号)

崎山漁港築設の請願(西村久之君紹介)(第七七五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)

水産資源に関する件

○富永委員長 これより水産委員会を開きます。

参議院より提出されました水産業協同組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提案者より提案理由の説明を願います。

水産業協同組合等の一部を改正する法律案

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案

(水産業協同組合法の一部改正)

第一條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第百條の十一第三項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同組合を直接又は間接

に構成する個人(第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」又は会員たる水産業協同組合の理事たる者」と、同項但書中「漁民」とあるのは「水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」又は設立の同意を申し出た水産業協同組合の理事たる者」と、第三十九條、第四十四條、第四十七條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准会員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百條の九」と読み替へるものとする。

第百條の十一第五項中(第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」の下に「又は会員たる水産業協同組合の理事たる者」を加える。

第百條の十一第六項中、「第八

條及び第九條を、及び第八條」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「水産加工業協同組合」の下に「水産業協同組合共済会」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の水産業協同組合法第百條の十一第三項の規定のうち、同法第三十四條第七項に係る部分は、この法律施行前にした理事の選任についても、適用する。

○木下参議院水産委員長 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案いたしました理由を簡単に御説明申し上げます。

この法律案は、衆議院の委員長とも十分懇談いたしました。その結果参議院から提案することに決定いたしました法案であります。この前の第九国会におきまして、水産業協同組合法の一部を改正いたしました。その結果として、共済会をつくり得ることとしたのであります。しかるに現行法におきましては、共済会の理事がその四分の三はいわゆる正会員の漁業者でなければならぬということに相なっております。したがってこの共済会は、その構成分子が水産業協同組合またはその連合会であり得る関係上、その協同組合及び連合会の理事は、やはり正会員として

四分の三以内に置くことが共済会の運営上非常に便宜であります。それで共済会の理事は、正会員のほかに協同組合の理事たる者もその資格があるというように改正いたしましたのが、その第一であります。

それから第二は、この共済会も普通の協同組合同様、農林中央金庫の出資者たり得るように改正いたしましたのであります。これは共済会の運営上中央金庫の出資者となり、また金を借りる、そして共済会の運営を円滑にいたすという点にいたしたのであります。この二点が今度の改正の主眼であります。これは共済会あるいは協同組合方面からも切なる要望があつた事項であります。どうか慎重御審議をされまして、御協賛あらんことをお願いいたします。

○富永委員長 質疑は次会より行います。

○富永委員長 次に水産資源に関する件を議題といたします。

この場合委員各位にお知らせ申し上げます。外務省條約局長西村熊雄君、大蔵省調査統計課長藤田茂君、水産庁からは山本次長、水野水産課長が出席せられております。

この場合質問の通告があります。これを許します。鈴木委員。

○鈴木(善)委員 先般ダレス特使とわが吉田首相との間に交換されました公海漁業に関する書簡につきまして、西村條約局長にその経過をお尋ねいたしたいと思つてあります。

講和会議が間近に迫つておるような情勢下におきまして、公海におきま

○西村(農)政府委員 御説明申し上げ

外交交渉となり、日本側から自発的に漁船を出さないという事を声明する

漁業協定に忠実に参加する方針を確

めに、往復文書の形にしておきたいと

わが国が公海であらうと、日本の漁民はそ

の委員会の所管は、外務大臣の所管に

○山本(農)政府委員 ただいま鈴木委

しても、これらの趣旨に即応して國際

○鈴木(農)委員 大体吉田総理とダレ

りますれば、公海における漁業はあくまで公海自由の原則を基調としたし、距岸何海里であとかいいうぐあいに、公海に線を引き、そこに操業を禁止するとかいう行き方をとるべきでなく、資源の育成、漁獲量の恒常的な確保をはかります見地から、漁船の隻数を協定するとか漁獲量を協定いたしますとか、あるいは操業の期間、すなわち漁期の制限を協定いたしますとか、そういう漁獲上における制限協定をはりまして、資源の維持保存をはかるといふ行き方を内容とした協定であるべきであつて、公海に線を引き、これから中に入つてはいけないというよるな措置は、公海自由の原則に背馳するものと私は思ふのであります。

ゆえに今後国際間の漁業協定をなさる場合に、あくまでこの公海自由の原則は厳として日本政府としては主張する。ただ資源の保護の面につきましては、日本は積極的にこれに協力し、その協定をあくまで尊重するという方針で進むべきもの思ふのであります。この漁業協定を締結いたします際に、この基本的な考え方につきまして、当局の考えをお尋ねしておきたいと思ふのであります。

原則を基調とすることにつきまして、まづたく私どもも同感でありませす。しかし、過去の漁業形態といたしまの漁業形態は、各国におきましては非常に進歩、改革を来しておるのであります。たとえば漁船の操業能力、あるいは漁法の進歩とか、そういうことあるは漁法をそれの自体におけると、また各国それの自体におけると、その施策が各国によりまして強硬に実施されておるといふことも考え合せますときにおいては、ただ海洋自由の原則のみにとつてやるわけにはなからうかぬと考へるのであります。そこでこの漁業協定と内容としましては、その協定国の相互の利益をお互いに尊重し合ひまして、海洋資源の培養をはかりつつ、保護を加えつつ、お互いが人類の永遠の福祉を保存しながら、この協定の内容が盛り立てられなければならないものと、私は考へておるのであります。そうした態度をもつて日本の水産界といたしましても臨まなければならぬのではなからうか、かように考へておる次第であります。

○石原(團)委員 官房長官の御答弁を求めたのでありますが、首相が自発的にダレス氏に書簡を出したことは、その首相の心持並びに日本の漁業の将来の善処方については妥当なものであると考へておるのであります。しかし、それは一部のものではあつて、漁民大衆は、何だか日本みずからが漁業の問題には消極的だ、遠慮しておるといふ

○石原(團)委員 官房長官の御答弁を求めたのでありますが、首相が自発的にダレス氏に書簡を出したことは、その首相の心持並びに日本の漁業の将来の善処方については妥当なものであると考へておるのであります。しかし、それは一部のものではあつて、漁民大衆は、何だか日本みずからが漁業の問題には消極的だ、遠慮しておるといふ

○岡崎政府委員 ただいまのお話まことにごもつともあります。書簡の意味も、ただいま石原委員がおつしやつた通り、講和後には、公海に自由に出かけて行つて漁獲をやつて、こゝういふ前提のもとであります。そのかわり各固で共同に魚族の保護といひますか、そういう点はやつておるのであるから、日本もそれには加わる。お互いに保護して、漁獲高がなるべくふえるようにしつつ、自由にならぬと出かけて魚をとつて来ることはできる、こゝういふ前提のもとにやつたのであります。決して消極的の方面だけというわけではなないのであります。むしろ積極的に行くために一定の基準を守つて行く、こゝういふ意味と私は解釈します。

○石原(團)委員 それにつきまして私らの察するところでは、アメリカの漁業者は平和後に、自分たちの海岸へ日本の漁業者が殺到して来るのではないかと

○岡崎政府委員 ただいまの石原さんのおつしやること、これもまことに同感であります。私も、艦前においてはプリストル、ペー等における問題で、日本側のやり方がアメリカの漁業者を刺激したことはあつたと思ひます。しかし、ただいまは、おそれるという感情もよほど薄らいでおるとは思ひますけれども、もしこゝういふふうにまだ心配が残つておるならば、できるだけ早くその心配を解くような措置を講じなければならぬ。これは当然であります。その意味でも、総理とダレス

○石原(團)委員 どうかたまたまの点は、政府のみならず、われわれ水産関係の議会の常任委員会、その他民間一致した意見であることを、アメリカの漁業者に対して、できるだけ早く徹底せしめるように、お願いをしたいと思ふのであります。

○岡崎政府委員 一般的に申し上げますと、この資源の保護というよるなことは、講和協約の前を問はずして必要なことであるから、日本が入る場合もあると思ひます。また他の問題、すなわち電信とかその他赤字とかいふよるな国際的の組織については、すでに日本側の加入しておるものもあつてあります。講和協約前でもあり得ると思ひますが、ただいまのところ、具体的にはまだわれわれは承知しておりません。

○石原(團)委員 私の質問は、大体その程度にとどめたいと思ふのであります。燃油の高騰と不足、金融の梗塞、漁業協同組合制度の改革等によりまして、まづたく生活の上にもどん底に行つておりました、今後わが国の漁民大

案がどういふ方向に向うかということ
を思想的にも非常に心配するよな時
期であります。従つて少くもわれ／＼
水産常任委員会といたしましては日本
が世界一の水産国であるがゆえに、ある
意味では敗戦国として連合軍の水産部
の指導は受けておられますけれどもそ
のおの／＼の心持ちにおいては世界一
の水産国たるこの要素が備わつておる
日本が、何もかも日本一の機構にし
て、完全な水産の政策を確立せなけれ
ばならぬという熱意を一同持つて、そ
のことに當つておる次第であります。
従つて漁業に関する国際的な條約、そ
の他日本としてのものを決する場合に
は、ぜひとも水産常任委員会の意向を
も十分参酌されて、そうして処置せら
れんことを、特にこの際要望いたして
おきます。

○二階堂委員 二、三の点につきま
して、官房長官にお伺いをいたしてみ
たいと思つて、今回吉田総理とダレス
特使との間にかわされました書簡の内
容につきましては、大局的立場から考
えてみまして、私は非常に適切な書
簡であつたと考えております。先般私
もアメリカに参りまして、向うの業界
の連中あるいは国務省の連中と、いろ
いろ日本の水産の問題について懇談を
いたす機会があつたのであります。そ
が、その際に、一番強く日本の水産に
對して言われておりました点は、日本
の水産が濫獲漁業をやつておる。資源
の保護ということに對して水産行政の
重点が置かれていない。戦前において
は國際の協定をふみ破り、あるいは法
規を無視して、日本の水産人が世界の
海を荒しまつた。今講和を目前に
控えて、また自由に日本の水産人が世

界の海に飛躍することになれば、アメ
リカやカナダ、あるいはアラスカ方面
において、非常に水産資源の保護とい
うことについて努力を拂われておるそ
の權益が、荒されはしないかというこ
とを、向うでは非常に心配いたしてお
つたのであります。そこで私どもは、
今日日本水産が直面いたしておるま
ず、深刻なる経済的諸問題を取上げま
して説明をいたして参りました。食糧
の観点から、あるいはまた國民栄養の
観点から、あるいは失業者の立場か
ら、いろ／＼な問題を、私どもは前水
産庁長官飯山さんとひざを交えて懇談
して参つたのであります。かような
話をいたしております。向うの業者
も、日本の水産に對する認識がまだ足
らないという点も、私どもは感じられ
たのであります。しかし向うの水産
の行政が、水産資源の保護ということ
について非常に重点を置かれておると
いう点は、今後私どもも、日本の水産が
國際的なレベルに引上げられて行く上
においては、当然重く考えられて行か
なければならぬと思つて、自分の國として、
当然日本の水産を國際的に引上げて行
く上においてなされるべきならぬ点
は、今後私どもとしても、あるいはま
た水産当局としても、非常な熱意を持
つて努力をして行かなければならぬと
考へるのであります。かくしてこそ、
ほんとうに世界の水産國は日本の水産
に對して非常なる信頼をして来る、安
心して日本の水産人が世界に飛躍でき
る日が来る、その基を私どもはこれか
らつくつて行かなければならぬ。その
基礎をつくつて行かなければならぬの
が、今日われ／＼に課せられた重大な
責任ではないか、かようなことを私は

痛感して歸つたのであります。この
観点から考へてみましても、ここに
わされましたところの書簡の内容は、
私は國際的な観点から考へてみまし
て、きわめて適切なものと考へるので
あります。しかしながら、また先ほど
石原委員の言われましたごとく、日本
の水産人の立場から申しますれば、こ
れはやや不満な点がなきにしもあらず
であります。事実その通りである。そ
れで私は、第一点としてお伺いしたい
点は官房長官はダレス特使にもお会い
なされたことと思つて、そのとき
に、日本の水産に對して食糧の点か
ら、あるいは國民栄養の点から、ある
いは漁村がほんとうに困つておる点、
あるいは失業救済の点等から考へてつ
つ込んだ話をダレス特使にされたかど
うか、かような書簡がかわされる上
におきましては、きつとつ込んだ話が
当然あつたこと、私は考へるのであ
りますが、さうなつたつ込んだ話をか
わされたかどうかということにつ
いて、お伺いいたしたい。

○岡崎政府委員 ダレス特使と總理そ
の他の政府側の者の話の内容につきま
しては、たび／＼總理も発言しまして
しかられておりますが、これは申し上げ
ることを差控えておるのであります。
ただお察しのように、ダレス特使
の一行には、特に水産の専門家とい
う人はなかつたのであります。しかしなが
ら、日本の自立経済という観点から、
各般の問題について、ダレス特使が非
常に關心を持つておられることは事實
であります。現にこゝろの程度で書
簡が交換されておるといふことは、そ
れを裏書きするものだと見られるので
あります。それで非常に具体的な問題

になりますと、司令部にもその方の係
もおりますので、その方とも十分話を
すべしであると思つて、一般の問
題、経済自立という広い観点から、い
ろいろの点が話されたことは事實であ
らうと思つて、さうしてまたこの書
簡、こゝろのものが出るといふこと
は、すでに漁業についても双方に相当
の関心があり、また将来の疑惑も解消
して、日本の漁業家が、講和後に自由
に各方面に行かれる素地をつくらうと
いう意味も、これには含まれておるの
でありますから、その程度のこととは
思つておきます。

○二階堂委員 秘密で話されたいとい
う点は承りました。私どもは眞剣
に考へておる問題でありますので、当
然總理もお話しくださったことと考へ
ます。

次に漁業協定につきましては、講和
條約前に細部の臨時的な協定と申しま
すか、さういふものをとりきめたいと
いう意見も、向うの方から積極的に出
ておつたのであります。先ほどの石
原先生の質問に對するお答えであつた
か、その点はずきり御答弁なさらな
つたように思つて、かような見通
しがあるかどうか、もしあるとするな
らば、向うから日本に何人かの代表者
が来て、ここでさういふふうな話し合
いがされるものであるかどうかといふこ
とについて、お尋ねいたします。

○岡崎政府委員 これは私も専門家
ありませんから、具体的には知りませ
んが、協定はすでに國際間にいろ／＼
なものがあつて、その中には、たと
えば日本が加入する意思表示をすれ
ば、むろんこれは司令部の了承を得
てやるわけでしょうが、加入できるも
のもあると思つておられます。また
いろ／＼話し合ひをしなければならぬ
ものもあるかと思つて、具体的
に個々の問題をあげてみなければわ
からないと思つて、ただいまいろ
いろの協定に入るかどうかといふこと
は、まださう具体的になつておるわけ
ではない、こゝろの思ひです。

○二階堂委員 先ほど條約局長であり
ましたか、この國際協定を取締る上
において、官民合同の委員会といつたよ
うなものを設ける意思があると申され
たのであります。この委員会の性格
なり、あるいは構成なりについては、鈴
木委員からも質問がありました。こ
の委員会は、單にさうした取締り的な
役割を果すための委員会であるか、あ
るいはもつと積極的になつて、たと
は太平洋における資源の調査、あるいは研究
といふようなもので足を伸ばして、
わが方から積極的になつていふ仕事をし
たいといふ意味の委員会であるかど
うか、私はこのあたりの方がむしろ大切で
はないかと思つて、わが國の方から、ほ
んとくに日本の水産が國際的に乗り出
して行くのだ、そのために日本のわれ
われも積極的になつて、この資源保護の観点
から、かような委員会まで設けて行き
たいといふような熱意を持つべきであ
る、かようなところまで考へておられ
るものであるかどうか、これは水産庁
長官にもお尋ね願ひたい。

であります。しかしながら、われわれのこの熱意が——これは終戦以来、特殊な日本の立場も当然あつておると思ふのでありますが、アメリカのいわゆる中央政府の方々や、あるいは業界の方々に對して、日本の水産の事情がほんとうに認識されておらぬ。これを私どもは、もつと積極的に向うにも行きまして、そうして向うの業界の方々と懇談し、あるいはまた政府要路の方々と懇談して、日本の水産のほんとうの現状を訴え、もつと向うの方々に日本の水産を理解していただく必要がある。私は、かような観点から官房長官にお尋ねしたい点は、従来外務省の出先機関である大使館なり、あるいは領事館というものがあつて、そういうものを通して國際的ないろ／＼な交渉なり、あるいはいろ／＼な話し合いをやつて来ておつた。ところが今後の日本の外交というものは、私は單にかよるな出先機関の人のみによつて行われるべきものではない。特に水産のことにつきまして、私は向うに参りました。いろいろな話をいたして痛感いたしました。ほんとうに経済人を入れるべきである。現在においても向うに出先機関があり、その出先機関の中に、たとえば水産の業界の代表者なり、水産の問題についてもつと知識を持つておる人なども入れて、わが國の水産のことについても、認識を向うの人たちに徹底せしめる必要がある。私にはかようなことを痛切に考へて来たのであります。今後もし講和が締結されれば、日本が獨立の國となり、出先機関を持つことは當然であります。かような事態になつた場合に、やはり

従前のような人事行政を維持して行かれるおつもりか、それとももつと広い観点から、ほんとうの経済人、もつと太腹な人間を向うに置いて、そうして眞剣なる國と國の交わりを結んで行かれる考へがあるかどうか、當然そうして行かなければほんとうの國民外交はできない。かようなことを痛切に考へて来たのであります。私の意見に對してどのようにお考へになるか、官房長官にお尋ねしたい。

○岡崎政府委員 初めの御質問の、官民の委員会につきましては、先ほどまだ具体的な構想までは行つてないというところを、水産当局からお話になりましたが、私もそう思つております。なおこまかいことは水産庁からお答えを願ひたいと思ひます。第二点につきましては、太腹と何かとこのころとは別として、政府はすでいろいろの方面の造詣の深い人をほしいて考へておるのであります。水産関係もひろんであります。金融の方面につきましても、船の問題につきましても、あるいはその他の経済一般と申しますか、いろいろの方面のエキスパートを得たいと思つて念願しておることは、前もそうであつたのであります。今でもそうであります。ただ具体的に役人の規則に縛られるとか、また広い視野を持つておる人といつても、専門家になりまして、どうしてもその人の特殊の点が強調されたりして、なかなか思ふようには行かなかつたのであります。戦前でも外務省の出先機関には、業界からつた人もおつたのであります。今後はお説の通り、ますますそういふ点が必要になると考へてお

りまして、原則的には今おつしやることは同感であります。問題は、ただ具體的にどういふ人選をやつて行くかというところにならうと思ひます。これにはもう一つ語学という制約がありまして、いくら有能であつても、全然言葉がしやべれないと、向うでもなかなかひとり立ちができません。通訳つきでなければならぬから不便だということもあります。かなり選択が制約されることは事実だと思ひます。

○富永委員長 二階堂委員に申し上げます。実は官房長官はたいへん時間的制約されておりますので、簡単に……。

○二階堂委員 先ほど人の問題について私はお尋ねしましたが、こういうことがあつたから私は申し上げるのであります。去年十一月サンタバパラにおきまして、太平洋の沿岸の業者二百四、五十名が集まつて大会をやつて、當時水産の協定問題につきまして、大きく向うでも論議されておるときであります。なお私どもの意見も聞きたいといふような業者間の要望もありまして、参つたのであります。そこで私は、ロサンゼルスの出先機関の人も出席していただきたい。同時にサンフランシスコにある出先機関の人も出席していただきたいといふことを申し上げたところ、そのうちの一箇所の人が一一人の名前は申し上げませんが、それは困ります。管轄違ひだから困る。私も行きたいのですが、二階堂さん、外務大臣の許可を得てくれないうか、こういうことを申される。私はそこでテーブルを叩いて怒つたのであります。昔の外務省の役人ならいざ知らず、これから外交の基礎の第一歩を築

こうという、大きな使命を帯びてここに来ておられるあなた、海を越えて外務大臣の許可を得なければサンタバパラの大会に出席ができませんのか、あなたが出て行く沿岸の業者の意見を聞いて、日本の國のために盡そうという熱意があるならば、私に對して外務大臣の許可をくれと言われるのは、私はその氣持をばなはだ疑わざるを得ない。そんな小さな法規にとらわれて、一体國の政治や仕事ができるか、私はこういうことを申し上げたのであります。今までの役人のように、たいへん失礼であります。そんな小さな法規にとらわれ、規則にとらわれて重大なる國家の仕事はやりきれない、まかないきれない。私はかようなことを考へたから申し上げるのであります。今後少くとも、これから日本の外交を復活して、莫剣なる外交をやつて行こうとするに、かような小さな規則にとらわれ、た考へ方の者があつたのでは、日本のためにならぬ。かような法規、規則というものは、少くとも私は改めて行つていただきたい。そうしてほんとうに日本のためになり、世界のためになると思ふことであつたならば、一つ／＼法規にとらわれず、外務大臣の許可を太平洋を越えて得なくても、仕事はできるはずである。私はかような人が海外にたくさんいたのでは、日本のためにならぬ。かような意味において、今後政府がこの人事の問題につきましても、かような点を考慮されて改善される意思があるかどうか、少くともそうされるべきであると思ふのであります。長官のお答を願ひたい。

○岡崎政府委員 ただいまのお話は、

○鈴木善委員 官房長官にお尋ねいたします。先般総司令部の天然資源局長のスケンク氏から、吉田総理に對して五ポイント計画というものが勧告されております。この総司令部の天然資源局長の勧告は、わが國の沿岸漁業が直面しております諸情勢を、長い期間にわたつて慎重に調査し、分析いたしました。日本の各界の代表者の意見をも徴して、勧告されましたところの重大な内容を持つておるのであります。これが農林大臣に對する勧告の形をとらずに、総理大臣に對する勧告として行われたところに、重大な意味があると思ふのであります。農林大臣は、わが國の漁業の振興発展のために、水産諸問題の解決のために、日夜努力いたしておられますが、農林大臣の所管の権限のわく内においては、どうしても解決できない問題が多々あるわけでありまして、政府全体が、わが國の漁業の事情を把握し、三百万漁業者の生活の安定と漁業経済の安定維持のために、政府の全機能をあげてこれを解決するといふ熱意がなければ、沿岸漁業の対策は立たない、こういう観点に立つて、スケンク天然資源局長から、吉田総理に對して特に勧告が行われたものと、私も承知いたしておるのであります。

これに對しまして、政府は、勧告を受
理しましてから閣議等において政府全
体の責任において、この勧告に對処す
べき日本政府としての具体的方策につ
いて、御協議が行われておるかどう
か。またその勧告の内容につきまし
て、国民全般に、少くとも全漁業者に
周知徹底せしむるような措置が、い
まだに講ぜられていないということは
遺憾であります。官房長官は、閣議の
幹事役として、總理に對するこの勧告
を全閣僚に十分徹底し、協力を得しむ
るような御措置をとられておるかどう
か。また今後政府全体として、特にあ
り中には、漁業取締り制度の強化の問
題あるいは水産金融の確立の問題、こ
ういふように財政措置、漁業金融確立
の問題等、重大な内容を含んでおるわ
けであります。これらに對しまして、
政府全体として、どういふ措置を講
ぜられておるか。この点を御尋ねし
たいと思つておられます。

○岡崎政府委員 われ／＼も閣僚御一
人も、五ポイントといいますが、この
勧告は承知しております。そして、こ
れは實際上の措置を要するものであり
まして、たとえば濫獲防止につきまし
ても、あるいは金融の方面につきまし
ても、具体的に考究して実現しなけれ
ばならぬ問題でありますから、主管
であるところの農林省と水産庁におき
まして、具体案をただいま急いで練つ
ておるわけでありまして、具体案をつ
くり上げる時期は、全部一べんという
わけには行きますまいが、少くともあ
る部分は、ごく最近の閣議にかかる予
定と承知しております。漸次これを実
現して行きたいと思つておられますが、金融

の問題につきましては、農林省だけで
やるわけにも行かない、また取締りの
面におきましても、農林省だけでやれ
るわけでもないものであります。政府の
各部門と相談をしなければなりません
ものから、決してなまけておる
わけではございません。今まではまだは
つきりした具体案がつくり上げられな
かつたのであります。これは問題が
かなり重要でありますから、多少の
時日がかかることはやむを得ないと思
います。しかし今申しましたように、
一部は最近の閣議にかかるだろうと
解しております。またそれがだん／＼
はつきりいたしますれば、国民、こと
に漁業者に對してもこれを周知させ、
納得をさせるだけの措置をとるのが当
然であります。そういう事情でありま
すので、いましばらく御猶予を願いた
い、こう考えておられます。

○鈴木(善)委員 ただいまの官房長官
のお話によつて、政府はこの勧告を聞
きつばなしにしてはいるのではなくて、
各閣僚にも十分御了承願つて、協力し
てこの問題を解決すべく努力しておら
れるということをお承つて、安堵いたし
ておるのであります。今後ともこの
五つの計画は、ぜひとも実現しなけれ
ば、わが国の沿岸漁業の安定、建直し
ということとは、絶対に期せられない基
本的な問題と考へるのであります。か
ら、總理に對するこの勧告の精神を、
できるだけ早く実現いたしますため
に、官房長官において各閣僚を奮勵、
御連絡をいたさしまして、実行をす
みやかにせらるることを、特に官房長官
にお願い申し上げます。

○岡崎政府委員 そういふ点になりま
すと、私は主として、これは主管省で
ある農林省方面の御意向が一番重要で
あります。またそれによつてきまると思
いますが、その趣旨につきましては、こ
れはもうはなはだけつこうなことであ
り、日本の國民たれしも異存はないこ
とと思つておられます。この勧告そのもの
をどうするということではなく、この趣
旨につきましてはこれを発表し、周知
徹底せしむることが当然だろつと思
います。具体的にどういふ形をどうい
ふふうにするかといふことは、主管省の方
からお答えを得た方がよろしいかと存
じます。

○小高委員 岡崎官房長官にお尋ねし
たいのであります。物を持たざる日本
を、どうして物を生み出す日本につ
りかえて行くか、経済建設をして行く
かといふことに關しまして、海をた
いて水産日本の実をあげようといふこ
とは、けだし固是でなければなりません
。かような意味におきまして、今回
吉田首相とダレス使との間に書簡のと
りかわしとなり、講和條約後における
わが国の視野広き水産界が展開されん
とすることを思つておられます。まこと

に海に住む一員として欣快にたえない
のであります。これにつけても思
い当ることは、わが国の水産行政の完
璧を期しておられなければ、これは
今後講和條約の際、あるいはその後
における水産業界の態度を明らかに
する意味においても、水産行政の確
立といふことを、どうしてもしつかり
とここで期しておかなければならぬ
といふ気がしてならないのでありま
す。昨年四月米國から漁業使節團とし
てエドワード・アーレン氏以下の一行
が参られました。つばさに全國を遍歴
してわが国の水産状況を調査してくだ
すつたのであります。その結果報告
書を提出してくれたのであります。こ
が、この報告中において、日本に水産
省がないのがむしろふしぎであるとい
ふことを勧告されておるのでありま
す。私は現在水産庁がいろいろ事務の
煩雜及び各省との交渉、これらに悩ん
でおるといふ事實を思つたとき、そ
の悩みは單なる悩みにあらずして、水
産業振興における大なる支障である、
かように考へざるを得ないのでござ
います。こういうことから考へますと、行
政簡素化の声はありますけれども、当
然海をたたいて、そうして海によつて
立たなければ、日本が将来経済的に建
設できないのだといふことを思つた
とき、政府は何ゆゑに水産省設置に對
してすみやかに措置を講ぜないかとい
ふことは、けだし米國の漁業使節團の
勧告を待たなくても、考へなければな
らないことであると私は信じておるの
でございます。さういふ意味におきま
して、かような重大なる困難問題を
らんでおるときに、国内の行政機構を
完備するといふ意味において、水産省

○小高委員 たいま官房長官の御答弁を伺いますと、海が狭められておる、働く面積が狭められておるのに省をつくるのはどうかと思つておるに、私は聞きとつたのでございませうが、そういうことはただ単に水産面だけでなく、わが国の貿易の面においても、商工業の面においても、一様に受けておる一つの国際的な制約でございませう。と、どこを重点に国家の経済再建をして行くか、建設をして行くかということに相なるのでございまして、私の言わんとするところは、總体的のわが国の総合計画における一つの経済建設というところから、水産へのウェイトをもつと盛り込まなければいかぬぞというところを指摘しておるのでございませう。世界の経済環境を見ますに、簡単に講和條約後といえども、わが国の貿易が急に全世界にわたつて活発に動けるとは思いません。一部には引合かけれども、一部には引合わぬかもしれぬ。かようなことを考えると、海をたたいて、この水産資源を開発することによつて外資の獲得をやつて行かなければならないというところは、総合計画からいつて、経済を研究しておる者はだれでもわかることなんです。そういうことから押し進めて参りますとき、どうしても行政機構を確立するといふ意味において、水産省の設置を願いたい。これはただいまの御答弁によりますと、いろいろ内部的の御打合せもあるようでありませうから、これ以上の答弁は求めませんが、希望意見として、官房長官はお歸りになられまして、閣議の際に、水産委員会全体の意見として、強烈に水産省設置が要望され

ておることと、衆参両院の過半数が、この水産省設置に賛成して署名調印しておるといふ事実、それから全国から七十万の漁民の署名調印が、水産省設置を要するあまり一つの動きとなつて現われておる事実、これらをよく御説明いただきまして、水産省の設置がすみやかに実現でき、同時に国際社会に復帰せる際に、行政上まごつかない、堂々たる姿をもつて相まみえられるようなことが実現できますよう、強く要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○田口委員 官房長官が御出席になつておられますから、ごく簡単に漁区問題についてお伺いしたいと思つておるに、東支那海の漁区問題につきましては、みずから陣頭に立つて非常に努力していただきまして、このことにつきましては、業界今に大いに感謝をいたしておる次第でございませうが、東支那海は、御承知の通り世界でも有数の漁業でございまして、現在におきましても、やせても枯れても一年に六千万貫程度の漁獲がありまして、日本の漁獲高の約一割五分を占めておる九州と大陸との間にマツカーサー・ラインがありまして、そうして九州寄りの方で操業をしなければならぬ、こういうことになつておます。面積から申しますと約三分の二あるのでございませうが、漁獲価値から申しますと、三分の一の価値もない。こういう所で非常にきゆうくつに操業をしておりま

死の状態にあつて、操業を停止しなければならぬ。こういう実情に立至つておられます。漁区の解放までにこの漁業を崩壊させるといふことは、日本の食糧問題からいまして、非常に重要な問題と思つておられます。われわれは、何とかして漁区が拡張するまでこの漁業を維持させたい。すでに資源量とマツチした数量になつておるのでありますから、この数量だけはどうしても維持をさせたい、こういうことを考へるのでございませう。この維持策をいたしましては、結局金融問題をいかにするかということでおそらく解決すると思つておられますが、水産庁といつたしましては、金融問題についてどういふ方法を目下講じられつあるか、また講じられんとするか。この二点を、前者は官房長官に、後者は水産庁長官にお伺いしたいと思つておるに、

いろいろ努力しておることは事実であります。また何とも目鼻がつかない。その理由は今申し上げたことが主であると思つておられます。こちら側の漁獲高が少い。だん／＼減つて来る。以西底びき網といふ事か、ああいう方面が非常に困難であるという事情は、われわれもよく知つておりました。心配しておるのであります。それにつきましては、やはり天然資源局の五ポイントと申しますか、これなどがすぐ当てはまる好適例だと思つておられます。この五ポイントといふものの措置で、漁族の保護といふことも一方においてやる。その他漁獲高のある程度の制限もやる。同時に漁業家の収入を増すように、カン詰工業とかいろいろのこともやる。それから金融をつける。いろいろな方面で総合的にやつて、こちら側でも漁場が荒廃しないように措置を講じて行つて、だん／＼広がればもつといふのでありますから、そういうつもりでやつて行かばならぬじやないか。私い専門家でありませぬのでよくわかりませぬが、五ポイントなどを見ますと、あそこらに当てはまるような気もするのであります。この点は水産方面でよく研究してもらいたいと思つておるに、

だん漁獲が少くなつて、そうして今東支那海で操業しております漁業といふものは、まさに経営不可能に陥つておるものが大部分でございまして、このまま放置しておきますと、おそろしくこの重要な日本の漁業の一つが崩壊してしまふ、こういうところまで実は来ておる次第でございませう。従つて漁業者といつたしましては、東支那海の資源量から計算いたしましたして、そうして整理する船に

果、約三分の一の漁船を減らしてしまふ、こういうことで、非常に痛手でありましたけれども、これもやむを得ず出血をがまんいたしましたして、実行いたしました次第でございませう。それから自分の力のある限り、とにかくやめさせぬやうにという自衛状態になつて今日まで継続いたしました結果、もうにつちもさつちも行かない、こういう実情にま

○富永委員 田口委員に申し上げませう。この場合官房長官の分だけ先に御答弁をいただくようにします。

○岡崎政府委員 これは今田口さんがおつしやつたように、いろいろな関係があつて、なか／＼実現ができないのであります。その一つのかなり大きな理由は、マツカーサー・ラインといふものがしば／＼あつたといふこととも、障害になつておるのであります。しかししもつと根本的にいいますと、その向う側が主義の異なる政權のもとに立つてしまつたといふことが、はなはだしく問題を困難にしておると思つておられます。われ／＼もそうであるのであります。水産庁方面でも、これを何とかもう少し広げたいという意味で、

○富永委員 官房長官にお願いしておきたいと思つておるに、総司令部からの漁業勧告五ポイント計画は、委員会においても委員諸君がただいま検討いたしておられます。近く意見をとりまゝとて、実現方を政府に要望したいと思つておられます。その際は官房長官におかれましては、閣議等において、何分の積極的な御協力をお願いするものであります。

○川崎委員 官房長官がお見えになつておりますので、この機会にお伺いしたい重大問題がございます。というのは、将来勸告案となるのではないかと、資料を拜見いたしましたも、あるいは実際に水産業の事情を見ましても、この水産業の人の問題、これが非常に重要な水産業振興のキー・ポイントになつておると思ふのであります。そこで私の申し上げたいのは、追放令との関係においてのことであり、先般少数の水産界の指導者が解除になつたというによりまして、相当の活力が、大きな企業面ではありまするが入つて来つた。これが全般に及ぼす影響は、期してまつべきものがあると考えられておるのであります。私は協同組合の運営の現状を見ましても、かつて十分に自治体において信用を持ち、地方のいわゆる有志がまじめな民主的な人でありながら、形式犯でも追放されて、人的資源の面において非常に制約を受けておる。これは、水産業界から見ましても、大きな問題と考えなければならぬと思つておるのであります。先般、私は率直に言つて相対不公平、と言いますと語弊がありますけれども、割り切れない形において追放解除をいたされておる。たとえば金光庸夫さん、個人の名前を出して恐縮であります。大日本政治会の総務会長であつた金光さんが追放解除になつておる。あるいはまた翼賛選挙で推薦されましたあまたの議員が解除になつておりますけれども……。

○重永委員長 川崎委員に申し上げます。質問をなるべく漁業問題に限つて下さい。

○川崎委員 それで同じように推薦になつておつた者でも、しかも解除の申請を出しておられない、この方々が一律に追放解除になつておられないというやうな点等と合せまして、講和会議も目録にあるやの感を期待されておるのであります。これとにらみ合せまして、追放解除の今後の見通しについて伺ひをし、水産業界の人的資源に対する期待を強く持たたいと思ふのであります。この点に関する御意見を、簡単に伺ひたい。

○岡崎政府委員 追放の問題は、一昨年でありまして、追放されておる、人々全部に対しては訴願の自由を認めまして、訴願をして来た人の中から、訴願委員会が一年半あまりにわたりますで、慎重に調査した結果、解除せらるべきものとして意見を述べた人々が、あらゆる追放者に一度機会を與えて、不服と思ふ人は書面を出さして、それを訴願委員会は慎重に長い間かかつて、研究した上できめたものでありますから、この上どうと思ふことはできないだろと思ひます。但し講和條約でもできるときになれば、相当の程度は、自然講和條約に伴つて解決されると思ひますけれども、その前にまたあるやうな措置があるかないかという事になると、私はなにか／＼むずかしいじやないかと思つております。

○井之口委員 吉田総理とダレス特使との間に往復された書簡は、日本の漁業問題のみならず、日本の将来置かれらるるの独立の問題、それに到達する講和の問題、これに對して非常に深い關係を持つものと思われるかと考えております。日本国民は、非常に大きな注意を持つてこれに臨んでおる点であ

ります。これにつきまして四點、簡単に質問を申し上げたいと思ひます。

まず吉田さんは、國際的な立場が將來漁業問題において起ることを非常にここに懸念して、その意を表明されております。実際に今日本の漁業の状況を見ますと、海岸は、底びき漁業によつて小さくみだりな漁業が枯渇しておる状態、ほとんど資源が枯渇しておる状態、かつそれは一方においては生産力の増強でありますから喜ばなければならぬ。しかるに現実において、それをむしろ悲しまなければならぬ。それをおさるる状態になつておる。外へ行つたためには、相当大きな資本を必要としておる。零細漁民に対する金融方面の政策というものが立つていない。こゝういふ状態で漁業行政それ自体も行詰つておる。これを打開するためには、將來も以前のような侵略的な漁業政策に推し移るといふことになれば、また／＼これ競争といふふうな危機が切迫して来る。そこで吉田総理大臣においても、國際間の摩擦といふことを懸念されて、將來日本の完全な主權の回復の後には、でき得る限りすみやかに他の国々と日本との間にもいふやうなとりきめをしたいといふことをご申されております。またダレス氏からの返事にいたしました。他の国々からもいふ／＼交渉を日本とする用意があるやうな、いふやうなことを言うておられます。そこで吉田総理大臣は、この点につきまして、中国並びにソ同盟との關係をどう考え、この交渉の行方において、はかどらせたいといふお考えでございますか。もし現在のやうに單獨講和の方針を進み、

そうしてはち／＼賛成するところだけを入れて来て、多數講和で行こうといふふうなことをやつて行つたならば、はたしてこの目的を達するかどうか。たとえば、以前に日本の近在に満洲国といふのがございました。この満洲国も独立国であつた。日本も独立国であつた。満洲国は喜んで日本の安全保障を受ける。日本は喜んで満洲国を保護してやる。こゝういふやうなとりきめをやつて、どつちも独立国という形ではあつたが、その実、満洲国をだれしも事実上独立国と思つておる人間はなかつた。もし日本にあつたならば、ソ同盟並びに中国との間に、はたして摩擦なくして、いろいろ／＼な漁業協定とか。その他のとりきめができるかどうか。その点に對して首相は全面講和の線を強くやられよと思ふのか。これをやらない限り日本の漁民の生活、漁業問題の困難性を打開することはできないと思ひますが、ダレス氏との間にこの点はどうお話になつたか。この点を一

つ。

第二番目には、講和が成立するまで、それまでの間に一九四〇年に操業してはなかつた漁場では、自発的な措置として日本の船舶の操業を禁止する。但しこれは日本政府が有する國際的な權利の放棄を意味するものではないといふ但書を入れておられます。この但書をもつと具体的に説明してもらいたい。どういふことを具体的に意味するものであるか。しかもその例として、ベーリング海の水域の云々といふことを指摘されておりますが、ここに指摘されていないような所、たとえばカムチャツカ沿岸とか、あるいはオ

ホーツク海、あるいはその他の樺太沿岸といふやうな所に對しては、いかなる意向を総理大臣は持つておられるのか。この点をひとつ聞いてみたいと思ふ次第でございます。それが第二点。

第三点には、講和條約に到達しない前に、すでに委員会を設置して、この委員会に諸外國の正当に任命された代表者がオブザーヴァーとして出席することを期待するといふことを言つておられますが、これに對しては、ソ同盟並びに中国、あるいは今日朝鮮で内乱を起しておられますが、統一政府といふやうなものがないこと、ここにオブザーヴァーとして参加することも構想のうちに入つておるかどうか。その点についてもひとつお尋ねいたします。

それから第四番目には、吉田首相から特使へあつたこの書簡の中には、日本海並びに朝鮮沿岸、さらに東支那海、こゝういふ方面のことについては何ら言及されておられません。先ほど委員の方からも仰せがありました。また水産委員会においても、資源枯渇防止法案による以西底びきの禁止といふやうなこともやつておられますが、これは非常に重大な問題である。従来が行きかきを見てみましても、日本漁船がマツカサー・ライオンを越えて西の方に入つて、蒋介石政権によつて拿捕された事件も以前に大分あつた。最近またこれがかち／＼現われて来ておる。もしこゝういふ具体的な問題に對して、吉田さんがダレス氏と打合せをしていないとするならば、將來の講和問題においても、何ら漁業問題について具体的な解決に當つていないと思ふのであります。非常に重大な問題がこの特使との書簡の間には抜けておる。これについては、さらに書簡以

ておる。これに對しては、いかなる意向を総理大臣は持つておられるのか。この点をひとつ聞いてみたいと思ふ次第でございます。それが第二点。

○川崎委員 それで同じように推薦になつておつた者でも、しかも解除の申請を出しておられない、この方々が一律に追放解除になつておられないというやうな点等と合せまして、講和会議も目録にあるやの感を期待されておるのであります。これとにらみ合せまして、追放解除の今後の見通しについて伺ひをし、水産業界の人的資源に対する期待を強く持たたいと思ふのであります。この点に関する御意見を、簡単に伺ひたい。

○岡崎政府委員 追放の問題は、一昨年でありまして、追放されておる、人々全部に対しては訴願の自由を認めまして、訴願をして来た人の中から、訴願委員会が一年半あまりにわたりますで、慎重に調査した結果、解除せらるべきものとして意見を述べた人々が、あらゆる追放者に一度機会を與えて、不服と思ふ人は書面を出さして、それを訴願委員会は慎重に長い間かかつて、研究した上できめたものでありますから、この上どうと思ふことはできないだろと思ひます。但し講和條約でもできるときになれば、相当の程度は、自然講和條約に伴つて解決されると思ひますけれども、その前にまたあるやうな措置があるかないかという事になると、私はなにか／＼むずかしいじやないかと思つております。

○井之口委員 吉田総理とダレス特使との間に往復された書簡は、日本の漁業問題のみならず、日本の将来置かれらるるの独立の問題、それに到達する講和の問題、これに對して非常に深い關係を持つものと思われるかと考えております。日本国民は、非常に大きな注意を持つてこれに臨んでおる点であ

外の協議においてなされたものかどうか。もし将来以前として日本が軍国主義時代のあの政策を続けて、密漁船その他のものをどしどし西の方面に繰出すということになりましたならば、それこそ今官房長官が仰せになられた通り、海のあなたには人民大衆の政府が打立って行つて、そういうところをどしどし入つて行つて、そして密漁をするという事になつたならば、兩國の間に摩擦を生じ、そうして日本がたまたま侵略主義を採用したということが、アジア方面の近隣諸国において反対されることは明かでありませう。こういう点につきまして、日本は民主主義の国として、あくまでも近いソ同盟並びに中国あるいは朝鮮等との間に、真に平和を実現し、真に日本の漁民が、りつばな協定のもとに安心して漁業ができるような方針をとるためには、これらの國々とやはり一緒に講和をするところの全面講和の方式以外にないと思ふ。これをやらぬ限りは實際だめなんだ。こういうことについて、総理大臣はどういう努力をなされていらつしやいますか。またダレス氏との書簡の間に、この方面が含まれておるものかどうか。含まれていないものとするならば、その間に何か相談でもあつたか。その点をひとつお尋ねしたいと思ひます。この四点についてお答えを願ひたいと思ひます。

〔発言する者多し〕

○官永委員長 御静肅に願ひます。

○岡崎政府委員 ただいまの全面講和をやれというお話、これはけつこうであります。アメリカ側から提示しております七原則というものがあつて、日本政府もこれはしごくいい案だ

と思つておりますから、ソ連もこれに参加されんことを望むのであります。参加せられれば、全面講和ができるわけでありませう。

それから第二点は、カムチャツカ等に出るのか出ないのかということでありませうが、これはソ連側が承知すれば、出たいというのはむろんであります。

將來できる官民合同の委員会に、外國のオブザーヴァーとしてソ連や中國を入れるかということでありませうが、これもたとえはソ連の沿海において漁業を許すならば、入れることはもちろんであります。許さなければ入れる必要がない、こういうことになりませう。

最後の点は、書簡以外に何かダレス氏と話しあつたかどうかという点でございますが、ダレスさんのお話の内容については、申し上げることを差控えるということ、たびたび総理その他言つております通りでありますので、この点は申し上げることを差控えます。

最後にまた全面講和の点を繰返されたいが、これは初め申し上げた通りであります。

○官永委員長 官房長官に対する御質疑は、次の機会に譲ることにいたします。

委員の皆さんにお諮り申し上げます。二階堂委員と田口委員から、水産庁長官に答弁を求められておりますが、これも次会に譲りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○官永委員長 ほかに御質疑もないようでございますから、本日はこの程度にとどめます。次会は明後二十四日土

曜日午前十時より開会いたします。これにて散会いたします。午後零時二十二分散会

昭和二十六年三月六日印刷

昭和二十六年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所